

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、長崎県病院企業団財務規程第 127 条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 30 年 7 月 12 日

長 崎 県 五 島 中 央 病 院
院 長 村 瀬 邦 彦

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

長崎県五島中央病院で使用する電気の調達
予定契約電力 1, 000 kW
予定使用電力量 3, 985, 181 kWh

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限（1 年間）

平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

(4) 需要場所

長崎県五島市吉久木町 205 番地
長崎県五島中央病院

2. 競争入札に参加することができない者

(1) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。

(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過していない者

又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ アからイまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 入札説明書に定める提出書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者

(6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

3. 入札参加の資格

入札参加者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業者として登録されている者
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる次のいずれにも該当しない者
 - ① 会社法第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始がなされている者
 - ② 会社更生法第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てを行なっている者
(ただし、更正開始の決定を受けた者を除く。)
 - ③ 破産法第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産の申立てを行なっている者
 - ④ 民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
(ただし、再生開始の決定を受けた者を除く。)
 - ⑤ 前各号以外で経営状況が不健全であると認められる者(不渡り、金融機関取引停止等)
- (3) 電力供給に関し1年以上の実績を有する者
- (4) 当該施設の電力需要に対して供給可能な者

4. 入札の参加申込み

入札参加を希望する者は、入札説明書に定める提出書類を入札担当部局へ提出し、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

5. 入札日程等

区 分	期間、期限等	配布場所・提出等
(1) 提出書類様式 の入手方法	平成30年 7月12日(木)から 同年 8月21日(火)まで	長崎県五島中央病院 ホームページ (http://www.gotocyuoh-hospital.jp/) 長崎県病院企業団 ホームページ (http://www.nagasaki-hospital-agency.or.jp/)
(2) 競争入札参加 申込書等の提出	平成30年 7月13日(金)から 同年 8月13日(月)まで ※平日午前9時～午後5時までの間	7の担当部局に持参又は 郵送による。 (8月13日(月) 午後5時必着)

(3) 仕様書等に関する質疑	平成30年 7月13日(金)から 同年 8月 8日(水)まで ※平日午前9時～午後5時までの間	7の担当部局
(4) 仕様書等に関する質問の回答	平成30年 8月10日(金)まで	
(5) 入札書の提出期限	平成30年 8月21日(火) 午後5時(必着)	7の担当部局に一般書留・簡易書留により郵送 ※普通郵便・持参等の提出は受け付けない
(6) 開札の日時	平成30年 8月22日(水) 午前10時00分	長崎県五島中央病院 2階講義室

(注1) (2) (3)については、長崎県病院企業団の休日を定める条例(平成21年長崎県病院企業団条例第3号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(来院する場合は、正午から午後1時までを除く。)とする。

(注2) (4)に規定する質問の回答方法は、次のとおりとする。

ア 個別事項に関する質問については、当該質問をした者に対しFAXにて回答する。

イ 全参加者に関する事項については、全参加者に対しFAXにて回答する。

(注3) (2)を郵送する場合は、一般書留郵便、簡易書類郵便、配達記録又はレターパックとする。

(注4) 「FAX」「郵送」等により書類を提出する場合は、速やかに7の担当部局へ連絡すること。

(注5) 入札参加希望者は、入札説明書等の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

(注6) (5)を郵送する場合は、一般書留郵便、簡易書類郵便とし、入札書の到着については、郵便追跡サービスにて確認すること。

6. 入札方法等

(1) 様式 入札書(様式第5号)及び入札内訳書(様式第5号の2)

(2) 入札用封筒 内封筒及び外封筒の二重封筒とし、入札用封筒作成例により作成すること。

内封筒は入札書及び入札内訳書を入れ、糊付け及び封印すること。

外封筒には、内封筒を入れ、入札書在中と朱書きすること。

(3) 提出先 7の担当部局

(4) 提出方法 一般書留又は簡易書留のいずれかによる郵送

※持参及び普通郵便等による提出は受け付けない。

- (5) 提出期限 平成30年8月21日(火)午後5時(必着)
※郵便事故等により入札書及び入札内訳書が提出期限までに到達しなかった場合でも、入札者は異議を申し立てることはできないものとする。
- (6) 到着確認 入札書の到着については、郵便追跡サービスにて確認すること。
- (7) 入札は、競争入札参加申込書に記載した代表者名又は契約締結権限の委任を受けた者の氏名でなければならず、その他の代理人による入札は認めないものとする。
- (8) 入札書提出後は、書き換え、引換え又は撤回することができないこと。
- (9) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。
ただし、入札者又は代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (10) 入札回数は1回とする。
- (11) 入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。
- (12) 電気料金総額の積算基準等
- ① 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠とし、あらかじめ当院が別途提示する毎月の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。
 - ② 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
※入札書に記載する金額の算出にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。(入札内訳書(様式第5号の2)により算出すること。)

7. 入札・契約等の事務を担当する部局の名称等

(名称) 長崎県五島中央病院 財務係

(住所) 〒853-0031 長崎県五島市吉久木町205番地

(TEL) 0959-72-3181 (FAX) 0959-72-2881

8. 入札公告・仕様書等

(1) 申請書様式、仕様書の入手

申請書様式・仕様書等は、下記のホームページからダウンロードすること。

長崎県五島中央病院ホームページ (<http://www.gotocyuoh-hospital.jp/>)

長崎県病院企業団ホームページ (<http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>)

(2) 質疑等

入札公告・仕様書等に関する質問は5の(3)に定める期限内に「質問書」により行うこと。電話・口頭による回答は原則として行わないが、軽微な内容のものについては判断の上回答を行うことがある。

また、FAXで質問をする場合は、速やかに7の担当部局へ連絡すること。

9. 現場説明

現場説明会は行わない。

10. 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11. 入札保証金

入札保証金は免除とする。

12. 契約保証金

契約保証金は免除とする。

13. 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(4)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者がした入札など、入札者が法令の規定に違反したとき。

(2) 入札者が連合して入札をしたとき。

(3) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(4) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(5) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(6) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。

(7) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(8) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(9) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14. 虚偽記載があった場合の措置

入札説明書に定める提出書類の記載された内容に虚偽が認められた場合は、指名停止となる場合がある。

1 5. 落札者の決定方法

開札後、長崎県病院企業団財務規程第131条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない当院職員にくじを引かせるものとする。

1 6. 最低制限価格

本入札には最低制限価格を設定しない。

1 7. 入札の中止又は延期等

- (1) 入札において、事故が起きたとき又は不正な行為があると認めたとき、あるいは協議の結果入札を中止することが望ましいと判断した場合には、入札の執行を取りやめるものとする。
- (2) 入札書の提出期限日又は開札日等の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は入札書提出期限日又は開札日を延期することがある。

1 8. その他

その他の入札及び契約に関する事項は、長崎県病院企業団財務規程の定めるところによる。